

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目7番7号  
株式会社ユーザベース  
代表取締役 稲垣裕介  
代表取締役 梅田優祐

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年3月27日（水曜日）午後6時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日） 午後7時
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目7番7号  
TRI-SEVEN ROPPONGI 3階
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第11期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第11期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

### 議 案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

---

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uzabase.com/>）に掲載させていただきます。

◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uzabase.com/>）に掲載させていただきます。本招集ご通知の添付書類は、監査役会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

事業報告…………… 主要な事業内容、主要な事業所、使用人の状況、新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針

連結計算書類…………… 連結株主資本等変動計算書、連結注記表

計算書類…………… 株主資本等変動計算書、個別注記表

(添付書類)

## 事業報告

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による各種経済政策を背景に企業収益や設備投資に持ち直しが見られ、緩やかな回復傾向で推移しました。一方で、国際情勢は不安定な状況が続き、依然として世界経済は不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、国内情報サービス業の売上高規模は平成29年においては11兆3,216億円（前年比3.0%増加）と6年連続で成長を続けております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（平成30年3月公表）」）。また、スマートフォンの個人保有率は平成29年において60.9%（前年比4.1ポイント増）と普及が進んでいます（総務省「平成29年通信利用動向調査（平成30年5月公表）」）。更に、スマートフォン広告の市場規模は平成29年において8,317億円と前年比で128.4%と拡大しています（株式会社D2C、株式会社サイバー・コミュニケーションズ（CCI）、株式会社電通の共同調査「2017年日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析（平成30年3月公表）」）。また、米国においては米国内のインターネット広告市場は880億米ドル（1ドル113円換算で9兆9,940億円）と前年比で121.4%と拡大しています（PwC及びIABによる共同調査「IAB internet advertising revenue report（平成30年5月公表）」）。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の状況といたしまして、既存事業の売上高が引き続き堅調に推移したことに加え、平成30年7月に買収した米国のQuartz Media, Inc.（以下「Quartz社」という。）が連結範囲に含まれたことにより事業規模が拡大いたしました。その結果、売上高は9,340,256千円（前年同期比104.6%増加）と大幅に増加いたしました。また、既存事業において堅調に収益を獲得したこと、米国事業については季節の変動の影響が大きく、第4四半期における売上高が年間売上高の大きな割合を占めますが、当該売上が想定通り獲得されたことにより収益獲得に寄与し、EBITDAは1,187,676千円（前年同期比99.5%増加）、営業利益は830,237千円（前年同期比52.1%増加）となりました。また、NewsPicks USA, LLC（以下「NewsPicks USA社」という。）における先行投資による持分法投資損失の影響などにより、経常利益は533,402千円（前年同期比2.9%増加）、Quartz社の買収に要した買収関連費用の特別損失を計上する一方、これまで持分法適用会社であったNewsPicks USA, LLCの完全子会社化に伴い、特別利益として段階取得に係る差益を計上した影響などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は610,932千円（前年同期比39.5%増加）となりました。

## ■ 「SPEEDA」事業

「SPEEDA」サービスの既存顧客による契約IDの追加及び事業会社による新規導入を中心に国内外において販売が堅調に推移し、当連結会計年度末におけるID数は2,571ID（国内2,276ID、海外295ID）となり、当サービスにおいて増収増益を達成しております。

また、投資フェーズである「entrepedia」「FORCAS」においては、計画通り成長のための先行投資が進みました。

以上の結果、当該事業の当連結会計年度におけるセグメント売上高は3,963,979千円（前年同期比36.5%増加）、セグメント利益は565,768千円（前年同期比36.2%増加）となりました。

## ■ 「NewsPicks」事業

「NewsPicks」サービスにおいては、知名度の向上、自社によるオリジナル記事、動画コンテンツや外部メディアからの優良な記事の配信を通じて会員ユーザー数（注1）、有料課金ユーザー数（注2）共に順調に増加し、有料課金売上が増加いたしました。また、スマートフォン向けの広告に対する需要も高く、広告売上も増加しました。「NewsPicks」サービスの当連結会計年度末における会員ユーザー数は3,801千人、有料課金ユーザー数は95,268人となり、増収増益を達成しております。

また、第3四半期連結会計期間よりQuartz社が「NewsPicks」事業に含まれております。買収後における統合作業は順調に進み、第4四半期連結会計期間において想定通りに広告売上の獲得が進みました。また同社の買収に伴って発生したのれんの償却費を計上しております。

以上の結果、当該事業の当連結会計年度におけるセグメント売上高は5,397,877千円（前年同期比224.8%増加）、セグメント利益は264,557千円（前年同期比102.4%増加）となりました。

- （注）1. 会員ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録（簡易登録含む）しているユーザーの総数（延べ人数ではありません。）を指します。
2. 有料課金ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録しているユーザーのうち、月額有料サービスを利用しているユーザー数（延べ人数ではありません。）を指し、プレミアム会員及びアカデミア会員によって構成されます。プレミアム会員とは「NewsPicks」オリジナル記事や海外の有料媒体の記事等が閲覧でき、アカデミア会員はプレミアム会員のサービス内容に加え、各界著名人による特別講義の受講、「NewsPicks」選定のアカデミア書籍（毎月1冊）の提供等を受けることができます。なお、プレミアム会員はiOS月額1,400円又はiOS以外のプラットフォーム月額1,500円（学割プランは月額500円）、アカデミア会員は月額5,000円です。
3. 前連結会計年度において開始したアカデミアプランは、開始初年度における立上りの状況を開示する目的で会員数を開示してまいりましたが、当第1四半期連結

会計期間より非開示としております。当連結会計年度に開始したアカデミアゼミ（一定期間において少人数形式で講義を受講できるプラン）等、コミュニティ形成に資する多様なプランを検討しており、アカデミアプランは当該一施策として継続し、引き続き会員数の拡大を図ってまいりたいと考えております。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、302,606千円となっております。その主なものといたしましては、オフィス移転に伴う設備投資が191,693千円、動画撮影機器等に係る設備投資が54,618千円、PC取得等41,037千円があります。

## ③ 資金調達等の状況

Quartz社買収及び成長投資資金等を目的として、長期借入による調達8,290,000千円、社債の発行による調達510,000千円を実施いたしました。

## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

### a. 株式会社UB Venturesの設立

平成30年2月16日において、ベンチャー企業に対する投資及び経営支援を目的として株式会社UB Ventures（以下「UB Ventures」という）を設立いたしました。設立時において50,000千円を当社が出資し、完全子会社としております。

### b. 株式会社NewsPicks Studiosの設立

平成30年6月1日において、オンラインプラットフォーム向け動画等の企画・制作・プロデュースを目的として、株式会社NewsPicks Studiosを設立いたしました。同社は、当社連結子会社である株式会社ニューズピックス（以下「ニューズピックス社」という）と株式会社電通との合弁会社であり、設立時において255,000千円（出資比率51%）をニューズピックス社が出資し、連結子会社としております。

### c. Quartz社の買収

平成30年7月31日において、米国における経済情報メディア事業の拡大を目的として、現金、当社普通株式及び当社新株予約権を対価として、取得原価合計80,085千米ドルで、Quartz Media, Inc. を買収し完全子会社としております。

### d. NewsPicks USA社の完全子会社化

平成30年10月5日において、持分法適用関連会社であったNewsPicks USA, LLC（以下「NewsPicks USA社」という）について、合弁パートナーであるDow Jones & Company, Inc.（以下「Dow Jones社」という）との合弁を解消し、Dow Jones社より7,500千米ドルでNewsPicks USA社の株式を取得し、完全子会社としております。

e. UBV Fund- I 投資事業有限責任組合への出資

UB Venturesの運営するファンドであるUBV Fund- I 投資事業有限責任組合を平成30年6月25日に組成し、当社として合計150,000千円の出資を行うことを決議しております。同ファンドからのキャピタルコールに基づき、当連結会計年度において当該金額の一部を出資しております。

## ⑤ 対処すべき課題

### a. 米国事業におけるQuartzの統合推進及び有料課金ビジネスの立上げ

「経済情報で、世界を変える」という当社グループのミッションを達成するためには、グローバル展開を加速させることが重要であると考え平成30年7月31日にQuartz社を買収いたしました。買収後の事業統合の円滑な推進、平成30年11月に開始した有料課金ビジネスの立上げが、米国ビジネスを成長させる上で、重要であると考えております。Quartzにつきましては、当社グループにおける事業ポートフォリオにおいて最重要事業の一つと位置付け、代表取締役の梅田が米国に在住し、当該事業の陣頭指揮を司ると共に、当社執行役員が同社CF0として事業統合の責任者に就いており、体制の充実を図っております。事業推進に不可欠な企業文化の融合、管理システムやコーポレート機能の整備を行いながら、中長期視点での事業拡大に取り組んでまいります。

### b. 国内事業の収益基盤の強化及び加速

当社グループは従来より収益基盤の強化に努めてまいりましたが、今後も中長期的な成長を実現させるため、国内既存事業のより一層の強化が必要であると考えております。収益基盤を強化するために重要となるのが、「SPEEDA」事業における契約ID数の増加、「NewsPicks」事業における有料会員数の増加によるストック性の高い売上高の一層の拡大であると考えております。かかる課題に対処するために、効果的なプロモーション活動を通じて知名度を向上させると共に、「SPEEDA」事業においては継続的な機能・利便性・ユーザーインターフェースの向上・改善を、「NewsPicks」事業においては、コンテンツの一層の魅力の向上を行ってまいりたいと考えております。

### c. 優秀な人材の確保

「経済情報で、世界を変える」という当社グループのミッションをグローバルで実現するためには、優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えております。当社グループにおいては、「7つのルール」というコアバリューを掲げており、当該ミッションとバリューに共感し、能力の高い、優秀な人材の確保に努めております。また国内のみならず、海外においても人材採用は重要な経営課題であり、今後グローバル展開を加速させるためにも引き続き、人材の採用に注力してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第8期 (平成27年12 月期)	第9期 (平成28年12 月期)	第10期 (平成29年12 月期)	第11期 (平成30年12 月期)
売上高 (千円)	1,915,061	3,081,602	4,565,897	9,340,256
経常利益 (△損失) (千円)	△338,655	225,393	518,455	533,402
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	110,736	267,445	438,034	610,932
1株当たり 当期純利益 (円)	4.27	10.03	15.13	20.42
総資産 (千円)	1,689,955	3,618,411	4,408,707	18,814,088
純資産 (千円)	656,377	2,439,259	1,819,442	6,316,440

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり当期純利益を算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第8期 (平成27年12 月期)	第9期 (平成28年12 月期)	第10期 (平成29年12 月期)	第11期 (平成30年12 月期)
売上高 (千円)	1,583,718	2,143,060	2,825,410	3,615,885
経常利益 (△損失) (千円)	△25,690	216,496	399,356	799,697
当期純利益(△純 損失) (千円)	△181,545	263,257	306,377	292,599
1株当たり 当期純利益 (△純損失) (円)	△6.99	9.88	10.58	9.78
総資産 (千円)	1,345,422	3,209,103	4,805,461	17,330,260
純資産 (千円)	408,794	2,183,299	2,547,826	6,255,185

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり当期純利益(△純損失)を算出しております。



(3) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
Uzabase Hong Kong Limited	940千香港ドル	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理
Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.	250千シンガポールドル	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理、業界レポート等の執筆
上海優則倍思信息科技有限公司	806千人民元	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理、業界レポート等の執筆
株式会社ニューズピックス	250,500千円	100.0%	「NewsPicks」の開発・運営
株式会社ジャパンベンチャーリサーチ	45,000千円	100.0%	スタートアップデータベース「entrepedia (アントレペディア)」の開発・運営
株式会社FORCAS	1,000千円	100.0%	B2Bマーケティングエンジン「FORCAS (フォーカス)」の開発・運営
株式会社UB Ventures	25,000千円	100.0%	ファンド事業の運営
株式会社NewsPicks Studios	250,000千円	51.0%	動画コンテンツの制作・販売
UBV Fund- I 投資事業有限責任組合	304,000千円	23.7%	UB Venturesの運営するファンド
Quartz Media, Inc.	75,633千米ドル	100.0%	「Quartz」の開発・運営
NewsPicks USA, LLC	8,500千米ドル	100.0%	米国版「NewsPicks」 「Quartz」の開発・運営

(4) 主要な借入先 (平成30年12月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社みずほ銀行	7,005,640
株式会社三菱UFJ銀行	1,365,963
株式会社三井住友銀行	660,290
株式会社商工組合中央金庫	57,305
株式会社りそな銀行	5,250

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成30年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 104,000,000株

② 発行済株式の総数 30,892,303株

③ 株主数 4,902名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新野 良介	7,244,848株	23.5%
梅田 優祐	6,022,000株	19.5%
稲垣 裕介	2,482,800株	8.0%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,333,500株	4.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	898,600株	2.9%
ATLANTIC MEDIA, INC.	695,763株	2.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	611,100株	2.0%
FINANCIAL INTELLIGENCE SERVICES LTD.	554,400株	1.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	507,600株	1.6%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	504,800株	1.6%

（注）持株比率は、自己株式（72株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、平成30年1月1日において発行可能株式総数は52,000,000株増加し104,000,000株、発行済株式総数は14,650,020株増加し29,300,040株となっております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 (共同経営者)	稲垣 裕介	
代表取締役 (共同経営者)	梅田 優祐	株式会社ニューズピックス代表取締役 NewsPicks USA, LLC Chairman
取締役	松本 大	マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長 MasterCard Incorporated社外取締役 マネックス証券株式会社(マネックスグループ株式会社100%子会社)代表取締役社長 TradeStation Group, Inc. (マネックスグループ株式会社100%子会社)取締役会長 コインチェック株式会社 取締役
常勤監査役	嶋田 敬子	株式会社ニューズピックス監査役 株式会社ジャパンベンチャーリサーチ監査役 株式会社FORCAS監査役 株式会社NewsPicks Studios監査役 株式会社UB Ventures監査役
監査役	琴坂 将広	慶應義塾大学総合政策学部准教授 ラクスル株式会社社外監査役 株式会社ユーグレナ社外取締役
監査役	松本 真輔	中村・角田・松本法律事務所パートナー 株式会社エスエルディー社外監査役 株式会社ホープ社外取締役 スマートニュース株式会社社外監査役 早稲田大学大学院法務研究科教授

- (注) 1. 取締役松本大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役嶋田敬子氏、琴坂将広氏及び松本真輔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役松本大氏、監査役嶋田敬子氏、監査役琴坂将広氏及び監査役松本真輔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役嶋田敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役松本真輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 事業年度中に辞任した取締役

辞任時の会社における地位	氏名	辞任時の担当及び重要な兼職の状況	辞任日
取締役	新野 良介	特段の担当及び重要な兼職はございません。	平成30年10月31日

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	54,389千円 (6,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,721千円 (13,721千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (4名)	68,110千円 (19,721千円)

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- a. 取締役松本大氏は、マネックスグループ株式会社の取締役会長兼代表執行役社長、マネックス証券株式会社の代表取締役社長、TradeStation Group, Inc.の取締役会長、コインチェック株式会社の取締役及びMasterCard Incorporatedの社外取締役であります。同氏が取締役を兼務するマネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社は、当社のサービスの販売先であります。その取引額は当社の売上高の0.1%以下であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。その他については、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- b. 監査役嶋田敬子氏は、株式会社ニューズピックス、株式会社ジャパンベンチャーリサーチ、株式会社FORCAS、株式会社NewsPicks Studios及び株式会社UB Venturesの監査役であります。兼職先は当社の子会社であります。
- c. 監査役琴坂将広氏は、慶應義塾大学総合政策学部の准教授、ラクスル株式会社の社外監査役、株式会社ユーグレナの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- d. 監査役松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所のパートナー、株式会社エスエルディー及びスマートニュース株式会社の社外監査役、株式会社ホープの

社外取締役及び早稲田大学大学院法務研究科の教授であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本 大	当事業年度に開催された取締役会19回中19回全てに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	嶋田 敬子	当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会17回中17回全てに出席し、主に公認会計士として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	琴坂 将広	当事業年度に開催された取締役会19回中18回、監査役会17回中17回全てに出席し、主に経営コンサルティング業務及び学者としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	松本 真輔	当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会17回中17回全てに出席し、主に弁護士及び社外監査役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。

## 連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	8,619,736	【流動負債】	3,566,634
現金及び預金	5,725,643	買掛金	284,397
受取手形及び売掛金	2,486,742	一年内償還予定の社債	102,000
その他	415,396	一年内返済予定の長期借入金	592,610
貸倒引当金	△8,045	未払金	689,014
【固定資産】	10,194,352	未払費用	468,304
【有形固定資産】	426,196	未払法人税等	237,299
建物	360,907	前受収益	772,653
工具、器具及び備品	325,414	その他	420,356
リース資産	4,885	【固定負債】	8,931,013
減価償却累計額	△265,010	社債	378,000
【無形固定資産】	9,291,673	長期借入金	8,501,838
のれん	9,262,493	その他	51,175
その他	29,180	負債合計	12,497,647
【投資その他の資産】	476,481	純資産の部	
投資有価証券	218,045	【株主資本】	5,313,058
その他	258,436	資本金	2,731,559
		資本剰余金	1,683,787
		利益剰余金	897,813
		自己株式	△102
		【その他の包括利益累計額】	△51,220
		その他有価証券評価差額金	90
		為替換算調整勘定	△51,311
		【新株予約権】	616,183
		【非支配株主持分】	438,419
		純資産合計	6,316,440
資産合計	18,814,088	負債及び純資産合計	18,814,088

## 連結損益計算書

(自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,340,256
売上原価		3,567,949
売上総利益		5,772,306
販売費及び一般管理費		4,942,069
営業利益		830,237
営業外収益		
保険解約返戻金	7,626	
その他	7,594	15,221
営業外費用		
支払利息	35,068	
持分法による投資損失	184,722	
為替差損	34,501	
投資事業組合管理費	36,109	
その他	21,654	312,056
経常利益		533,402
特別利益		
段階取得に係る差益	589,296	
その他	46,059	635,355
特別損失		
買収関連費用	265,706	
その他	15,000	280,706
税金等調整前当期純利益		888,052
法人税、住民税及び事業税	265,130	
法人税等調整額	60,570	325,700
当期純利益		562,351
非支配株主に帰属する当期純損失		△48,580
親会社株主に帰属する当期純利益		610,932



## 貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>【流動資産】</b>	2,776,377	<b>【流動負債】</b>	2,144,158
現金及び預金	2,241,530	買掛金	153,143
売掛金	110,646	一年内償還予定の社債	102,000
前払費用	72,085	一年内返済予定の長期借入金	592,610
関係会社短期貸付金	189,456	未払金	327,171
繰延税金資産	15,881	未払費用	129,540
その他	177,320	未払法人税等	166,667
貸倒引当金	△30,545	預り金	11,943
<b>【固定資産】</b>	14,553,883	前受収益	612,466
<b>【有形固定資産】</b>	232,996	その他	48,614
建物	193,069	<b>【固定負債】</b>	8,930,917
工具、器具及び備品	161,993	社債	378,000
リース資産	4,885	長期借入金	8,501,838
減価償却累計額	△126,950	繰延税金負債	10,036
<b>【無形固定資産】</b>	23,943	資産除去債務	40,134
ソフトウェア	23,943	その他	907
<b>【投資その他の資産】</b>	14,296,943	負債合計	11,075,075
投資有価証券	70,753	純資産の部	
その他の関係会社有価証券	56,912	<b>【株主資本】</b>	5,638,911
関係会社株式	12,989,966	資本金	2,731,559
関係会社貸付金	980,000	資本剰余金	2,686,001
その他	249,310	資本準備金	2,686,001
貸倒引当金	△50,000	利益剰余金	221,452
		その他利益剰余金	221,452
		繰越利益剰余金	221,452
		自己株式	△102
		<b>【評価・換算差額等】</b>	90
		その他有価証券評価差額金	90
		<b>【新株予約権】</b>	616,183
		純資産合計	6,255,185
資産合計	17,330,260	負債及び純資産合計	17,330,260

## 損益計算書

(自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,615,885
売上原価		1,518,572
売上総利益		2,097,312
販売費及び一般管理費		1,632,221
営業利益		465,091
営業外収益		
受取利息	21,590	
受取手数料	176,172	
受取地代家賃	119,788	
貸倒引当金戻入額	80,860	
その他	10,943	409,355
営業外費用		
支払利息	35,043	
為替差損	16,234	
株式交付費	11,397	
その他	12,072	74,749
経常利益		799,697
特別損失		
買収関連費用	265,706	
その他	31,999	297,706
税引前当期純利益		501,990
法人税、住民税及び事業税	185,548	
法人税等調整額	23,842	209,390
当期純利益		292,599

独立監査人の監査報告書

平成31年 2月19日

株式会社 ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 太一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユーザベースの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成31年 2月19日

株式会社 ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 太一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザベースの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する平成29年2月16日付の取締役会決議の内容及び取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する平成30年3月29日付の取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

株式会社ユーザベース 監査役会

常勤社外監査役	嶋田 敬子	印
社外監査役	琴坂 将広	印
社外監査役	松本 真輔	印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案に関する参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、また現行定款第40条（剰余金の配当の基準日）を一部変更するとともに、定款変更案第35条の新設に伴い、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第41条（中間配当）を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 (削除)

現行定款	変更案
<p>第8条～第17条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>（選任方法） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2（条文省略） 3（条文省略）</p> <p>（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）、CTO（最高技術責任者）等の役職を付することができる。</p>	<p>第7条～第16条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第17条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任方法） 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役以外の取締役と、監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2（現行どおり） 3（現行どおり）</p> <p>（任期） 第19条 取締役（<u>監査等委員であるものは除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役に、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）、CTO（最高技術責任者）等の役職を付することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>(任期)  <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)  <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)  <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)  <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役との責任限定契約)  <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会  (監査等委員会の招集通知)  <u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第37条 (条文省略) (報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第39条 (条文省略) (新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設)</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (中間配当) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。 第42条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (常勤監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第31条～第32条 (現行どおり) (報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第34条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u> (剰余金の配当の基準日) 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 3 <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(附則)  <u>第1条 第3条 (本店の所在地) の変更は、平成30年6月30日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該本店移転日の経過後にこれを削除する。</u></p>	<p>附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置)  <u>第1条 第11回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条 (監査役との責任限定契約) の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する 当社株式の 数
1	いながき ゆうすけ 稲垣 裕介 (昭和56年5月12日生)	平成16年4月 アビームコンサルティング株式会社入社 平成20年4月 当社設立取締役 平成29年4月 当社代表取締役（現任） 平成29年4月 株式会社ニューズピックス代表取締役 (重要な兼職状況) なし	2,482,800株
2	うめだ ゆうすけ 梅田 優祐 (昭和56年4月26日生)	平成16年4月 株式会社コーポレイトディレクション入社 平成19年2月 UBS証券会社（現UBS証券株式会社）入社 平成20年4月 当社設立代表取締役 平成27年4月 株式会社ニューズピックス設立代表取締役 平成29年5月 NewsPicks USA, LLC Chairman of the Board（現任） 平成29年11月 当社代表取締役（現任） 平成30年5月 株式会社ニューズピックス代表取締役（現任） (重要な兼職状況) 株式会社ニューズピックス代表取締役 NewsPicks USA, LLC Chairman of the Board	6,022,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する 当社株式の 数
3	<p style="text-align: center;">ひらの まさお 平野 正雄 (昭和30年8月30日生)</p>	<p>昭和55年4月 日揮株式会社入社 昭和62年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 平成5年7月 同社パートナー 平成10年7月 同社ディレクター・日本支社長 平成19年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター・日本共同代表 平成24年1月 株式会社エム・アンド・アイ代表取締役社長（現任） 平成24年4月 早稲田大学商学大学院教授（現任） 平成27年5月 デクセリアルズ株式会社社外取締役（現任） 平成28年8月 株式会社ロコンド社外取締役（現任） 平成29年6月 株式会社LITALICO社外取締役（現任）  （重要な兼職状況） 株式会社エム・アンド・アイ代表取締役社長 早稲田大学商学大学院教授 デクセリアルズ株式会社社外取締役 株式会社ロコンド社外取締役 株式会社LITALICO社外取締役</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する 当社株式の 数
4	<p style="text-align: center;">まつもと おおき 松本 大 (昭和38年12月19日生)</p>	<p>昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社</p> <p>平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L.P.ゼネラルパートナー</p> <p>平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネックス証券株式会社)代表取締役</p> <p>平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社)代表取締役社長</p> <p>平成20年6月 株式会社東京証券取引所取締役</p> <p>平成23年6月 TradeStation Group, Inc. 取締役会長(現任)</p> <p>平成25年6月 マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長(現任)</p> <p>平成28年6月 MasterCard Incorporated社外取締役(現任)</p> <p>平成28年8月 当社取締役(現任)</p> <p>平成29年10月 マネックス証券株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成30年4月 コインチェック株式会社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職状況)</p> <p>マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長</p> <p>マネックス証券株式会社代表取締役社長</p> <p>TradeStation Group, Inc. 取締役会長</p> <p>コインチェック株式会社 取締役</p> <p>MasterCard Incorporated社外取締役</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 平野正雄氏及び松本大氏の各氏は、社外取締役候補者であります。松本大氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、平野正雄氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
3. 稲垣裕介氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業から取締役として、また、平成29年4月からは代表取締役として、当社グループの組織づくりを牽引し、事業の発展に尽力してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者となりました。
4. 梅田優祐氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業から代表取締役として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者となりました。
5. 平野正雄氏の選任が承認された場合、当社は平野正雄氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 平野正雄氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社、コンサルティング会社や投資ファンドを通じた会社経営に関する豊富な知識と経験を元に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。
7. 当社は松本大氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 松本大氏を社外取締役候補者とした理由は、金融及び会社経営に関する豊富な知識と経験を元に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。
9. 松本大氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年7カ月であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

また、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	ことさか まさひろ 琴坂 将広 (昭和57年1月14日生)	平成16年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 平成25年4月 立命館大学経営学部准教授 平成28年3月 当社社外監査役(現任) 平成28年4月 慶應義塾大学総合政策学部准教授(現任) 平成29年6月 ラクスル株式会社社外監査役(現任) 平成30年12月 株式会社ユーグレナ社外取締役(現任) (重要な兼職状況) 慶應義塾大学総合政策学部准教授 ラクスル株式会社社外監査役 株式会社ユーグレナ社外取締役	一株
2	さかい ゆかり 酒井 由香里 (昭和43年6月23日生)	平成3年4月 野村證券株式会社入社 平成11年9月 キャピタルドットコム株式会社入社 平成13年5月 株式会社コーポレートチューン入社 平成17年1月 同社取締役就任 平成17年6月 株式会社ユナイテッドアローズ社外監査役 平成20年6月 株式会社リプロセル社外監査役 平成25年9月 株式会社ビューティ花壇社外監査役(現任) 平成28年6月 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役(常勤監査等委員)(現任) 平成29年10月 ティーライフ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職状況) 株式会社ビューティ花壇社外監査役 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役(常勤監査等委員) ティーライフ株式会社社外取締役(監査等委員)	一株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
3	まつもと しんすけ 松本 真輔 (昭和45年4月17日生)	平成9年4月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 平成11年10月 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入所 平成15年3月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 中村・角田法律事務所入所 平成17年1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー(現任) 平成24年6月 株式会社エスエルディー社外監査役(現任) 平成26年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授(現任) 平成28年2月 株式会社ホープ社外取締役(現任) 平成28年3月 当社社外監査役(現任) 平成30年3月 スマートニュース株式会社(非上場)社外監査役(現任) (重要な兼職状況) 中村・角田・松本法律事務所パートナー 株式会社エスエルディー社外監査役 株式会社ホープ社外取締役 スマートニュース株式会社(非上場)社外監査役(現任) 早稲田大学大学院法務研究科教授	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 琴坂将広氏、酒井由香里氏及び松本真輔氏の各氏は、社外取締役候補者であります。琴坂将広氏及び松本真輔氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、酒井由香里氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
3. 当社は琴坂将広氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 琴坂将広氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見を元に、当社の今後の事業展開に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。
5. 酒井由香里氏の選任が承認された場合、当社は酒井由香里氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 酒井由香里氏を社外取締役候補者とした理由は、財務・会計を含む金融関連の豊富な知識及び他社の社外役員としての豊富な経験を元に、当社の今後のコンプライアンス体制に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。

7. 当社は松本真輔氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 松本真輔氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する豊富な知識と経験を元に、当社の今後のコンプライアンス体制に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成30年3月29日開催の第10回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額1億5000万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額10億円以内（うち社外取締役分は年額1億5000万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は3名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額1億円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとしたたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木七丁目7番7号  
TRI-SEVEN ROPPONGI 3階



大江戸線・日比谷線 「六本木駅」 徒歩3分・地下道出入口1分  
千代田線 「乃木坂駅」 から徒歩4分

※会場には、駐車場の用意はいたしていませんので、  
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。